

平成26年度第4回米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会議事録

日時 平成27年2月10日(火)

14:00～15:45

場所 ふれあいの里 中会議室

○議事

(1) 第6期事業計画期間中の介護保険料(案)について

(委員長)

- ・事務局より第6期事業計画期間中の介護保険料(案)について説明を求める。

(事務局)

- ・「議題1 第6期介護保険料(案)について」(A4版)をご覧ください。
- ・前回の策定委員会で低所得者の介護保険料に対し公費投入が行われると説明した。
- ・公費投入の財源は、消費税が平成27年10月から8%から10%にあがることによる増加分を予定していたが、平成29年4月から変更となったため当初の公費投入金額が大幅に削減されたことにより公費投入が変更となった。
- ・変更前は、第1段階から第4段階までが公費投入対象であった。
- ・変更後では、調整率が変更となり公費投入は第1段階と第2段階で、公費投入割合はいずれも0.05である。
- ・当初予定で米子市の公費投入額は1億7千万円であったが、変更後2700万円となる。
- ・平成29年4月1日から消費税が2%増額された場合は、29年度保険料から公費投入割合が資料の《変更前》の金額となるため、資料のii)のとおり調整率が変更となり公費投入後保険料はかなり減額となる。
- ・資料のiii)をご覧ください。第6期介護保険事業計画期間中の介護保険料金額については、資料の「第6期計画期間(平成27～29年度)における第1号被保険者保険料額」のとおり見込んでいる。ただし、これは平成27年1月16日現在の数値であり、この後平成26年11月、12月の介護給付費の伸び率等に大きく変動がある場合、又は、今後、介護給付費改定率が確定した場合についてはこの金額も変更になるので承知願いたい。
- ・現在の試算で基準額は6,350円程度と予測されている。(平成27年)2月6日に、国の介護給付費の分科会が開催され、来年度の介護報酬改定率がマイナス2.27%と示されている。
- ・この改定率がそのまま適用された場合、「第6期計画期間(平成27～29年度)における第1号被保険者保険料額」に示す、第1号被保険者保険料の基準額6,350円、年額76,200円が年額で75,000円を切る金額になると見込まれる。
- ・参考で第5期基準額5,436円、年額で65,300円としているが、前期比16.7%増が15%を切るところまで下がってくると見込まれる。
- ・現在の介護保険料の案として、15段階を示している。この調整率、基準額、保険料額については、今後報酬改定の確定がなされてから更に金額が変更になるため、委員の方には、あらかじめ承知願いたい。
- ・報酬改定の時期は、国が2月の終わりか3月上旬に第二弾政令を出す。それを持って報酬改定率が

確定する。そのため、3月の下旬ごろには料・額が確定すると思われる。

- ・次に、**議題1 資料** 介護保険料試算②をご覧ください。
- ・この試算は、例えば、第6期期間中に地域密着型介護老人福祉施設3事業所87床分、認知症高齢者のグループホーム5事業所45床分、小規模多機能型居宅介護事業所或いは複合型サービス事業所を5事業所程度造ると仮定した試算である。
- ・前回の策定委員会において11段階から13段階、15段階という案を提示した。介護保険料の基準額が第5期から第6期で1万円程度値上がりすると予測されるもので、低所得の方、いわゆる第1段階から第4段階までの方、それから世帯課税・本人非課税の方で第5段階の方、また、本人課税であっても所得の少ない第7、8段階の方について、介護保険料の増額はできるだけ抑える方向で行ってほしいという意見をいただいている。
- ・13段階にすると基準額がどうしても高くなる傾向があるので、15段階で案を提示した。
- ・現在、基準額76,200円で更に推計した結果が、資料の一番右側の数値である。第1,2段階で30,500円、前期比で3.7%増、第3段階が45,700円で前期比7.5%増、第4段階が49,500円で前期比8.3%増、第5段階が64,800円で前期比10.2%増、第6段階が基準額で前期比16.7%増、第7,8段階については極力増額幅を抑え、それぞれ前期比で2.7%、3.6%増とした案を提示した。第9段階、いわゆる所得が120万円以上の方のラインからは、平均の上昇率16.7%より高い負担をお願いするというので、第9段階で25.3%増、第10段階で23.9%増、第11段階30.5%、第12段階44.1%、第13段階41.3%、第14段階53.5%、第15段階65.8%ということで案を提示した。
- ・ちなみに、第9段階の該当者が4,689人いる。段階別では比較的多い人数のところだが、ここの調整率を0.05下げて1.40にすると、(基準額の)年額が76,203円から76,645円、442円の増加となる。
- ・段階別人口の多い第2、第3段階、それから第7、9段階或いは第5段階を0.05単位で(調整率を)動かすと、(基準額の)年額が数百円単位で動くことになる。
- ・以上で説明を終わる。

(委員長)

- ・消費税増税の実施時期が変更になったことにより公費投入額が減額になった。それに伴い計算された原案が提示された。これに対する意見を求める。

(A委員)

- ・第5段階・第6段階と第7段階・第8段階の前期比を見ると、増加割合が大きく違うがその理由について、もう少し詳しく説明いただきたい。

(事務局)

- ・第5段階・第6段階と第7段階・第8段階では増加率がかなり違うのではないかとのことだが、まず第6段階は、調整率1で介護保険料基準額の増額数値がそのまま反映されてしまう。下げるとするならば、第5段階を同様に下げるという方向になる。第5段階に該当する高齢者がかなりあり、第7,8段階に該当する数より多いため、例えば第5段階を調整率0.05下げると基準額が年額で千円近く上がってくる。
- ・第7段階・第8段階をもう少し上げればということだが、(介護報酬改定により)今後基準額が下がる

という前提のもと推計すれば、基準額が大体年額で74,700円ぐらいになると思われるが、例えば、第7段階の調整率を0.05上げて1.15と仮定すれば、86,000円ということになる。第5期と比べ約4千円弱上がることになる。本人課税で前年所得が80万円未満の方は、年金収入だと200万円未満の方である。この層は介護保険料部会や地域密着型サービス運営委員会で資料を出したが、市としては、世帯的にあまり余裕のない層と認識している。したがって、できる限り上げ幅を抑えることが、本人にとって又介護保険制度の維持ということからも重要であると考えている。もし上げるとすれば、第8段階を0.05ぐらいであれば可能ではないかと考える。

(委員長)

- ・よろしいか。

<委員より分かりにくいとの声>

(事務局)

- ・もう一度試算する。第8段階をご覧いただきたい。基準額を74,700円と仮定し、これに1.25を掛ける。調整率を0.05上げるわけだが、年額で93,400円となる。88,200円が第5期の保険料なので、5,000円ほど上がるということになる。第8段階は前年所得が80万円以上ということで、年金が200万円を超えている方になる。年間5,000円程度の増加に対し何とか対応いただける範囲ではないかと考えている。
- ・第5段階の調整率を0.05下げるとは、影響が大きいので0.03程度下げ、第8段階を0.05上げるとかといった組み合わせを考えていただきたい。

(B委員)

- ・聞いていても中々数字的には分かりにくいと思う。第5、第6段階が前期と比べ1割程度、1割強上がることは非常に負担感が大きいのではないかと、といったことが質問の趣旨ではなかったかと思うが、今の説明でも少し分かりにくいかなと思うが、今回もつけていただければよかったが、前回の委員会の資料には可処分所得の資料がついていたと思う。介護保険料の部会でも資料を出され検討したが、第1から第4段階、低所得のところは生活が大変だということは共通認識だったが、第5、6、7、8段階は可処分所得が非常に少ない層になるということで試算されたものだと思うが、第5、第6段階の上げ幅は、きついのではないかとと思うので見直しできれば考えてほしい。
- ・ここでこのような意見を言っても仕方がないが、国が介護給付の率を下げるのが施設側、特に特養とか一番使われているデイサービスとかに大変な影響を与えるのではないかと考えている。まだ確定されていないので、国に何らかの働きかけがあるのではないかと。それは介護保険料に反映されるのではなく、もっと国の財政でというところで、事業者側の特に特養を運営されている事業者の考えがあればお聞かせ願いたい。

(委員長)

- ・今のことは、時間があればということでした承願したい。

(B委員)

- ・はい。

(委員長)

- ・第5、第6段階が前期と比べ10%以上増えることに対し、もう少し配慮すべきではないかという意見であった。

(A 委員)

- ・地域密着型サービス運営協議会等で論議されているわけだが、そこでどういう理由でこの原案でよいということになったのか。

(委員長)

- ・事務局の方で説明願いたい。

(事務局)

- ・地域密着型サービス運営協議会等では、保険料をどのように決めるかについて、まず前提として介護保険料基準額の年額がかなり上がることが予測されること。今回提示した資料でも、基準額が約17%近く上がる。これを低所得者に適用すれば生活状況は益々困難となる。更に第7、8段階についても可処分所得の資料からあまり余裕はないとの結論となり、極力上げ幅を抑える方向でという一定の結論が出た。
- ・その方向性により、保険料の段階が11段階13段階では基準額が高くなることから、15段階とし所得のある方に可能な限り負担をしていただくという方向での結論も出た。
- ・これにより、第1から第4段階の上昇率を下げ、第7、8段階の上昇率も下げるということで本日提示している。
- ・第5段階について前期比の上昇率がもう少し抑えられないかとのことだが、0.85を0.8にすることは可能である。その場合、基準額が少し上がることも想定される。
- ・第5段階は、世帯課税・本人非課税の方であり、介護保険制度の考え方で「世帯で扶養する」観点から保険料も負担いただくということでこの段階が発生している。
- ・例えば、本人が無収入であっても、世帯に住民税課税の方があればこの保険料を負担いただくことになる。
- ・しかし、高齢者が世帯の子供から全て手伝ってもらわなければならないという現状も認識しており、この委員会でこの段階の調整率を例えば0.85から0.8にということであれば対応したいと考える。

(委員長)

- ・第5、第6段階を少し重視すべきでないかということで、5段階の調整率を0.05下げるとどうかとの提案であったがこれについてどうか。

(A 委員)

- ・私は、今までの8段階を8段階と9段階に分けたが、8段階と9段階とでは上げ幅の差が大きい。7段階は年金収入が200万円未満ということで分かるが、8段階は200万円を超えるのに9段階との上げ幅の差が少し大きいのではないかと。その分8段階を少し上げれば5段階がもう少し下げられるのではないかと思う。
- ・介護報酬改定率をどこに重点的に入れ込むかといったことも議論すべきと思う。

(委員長)

- ・2点提案があったが、具体的な数値については例えば0.05下げるとかについては、事務局で調整することではいかかがか。
- ・介護報酬改定率の保険料への反映の仕方について、意見を伺う。

(A 委員)

- ・事務局で介護報酬改定マイナス2.27%の時点でのシュミレーションはないか。

(事務局)

- ・シュミレーションはつくっているが、確定でないなのでこの場では示していない。事務局案としては均等配分で行う予定だったが、委員会でもどこに重点配分すべきとの意見があれば検討したい。

(A 委員)

- ・シュミレーションをオフレコでも出してもらったほうが、意見が出しやすい。

(B 委員)

- ・賛成である。介護保険料部会で議論したのも、可処分所得が少ないところをどうするかだったと思う。なので、そのところに重点的に配分するのがよいと思う。7段階までに重点配分すべき。

(委員長)

- ・7段階までに重点配分してはどうかということだが。

(A 委員)

- ・具体的な金額を出して議論しないといけない。

(事務局)

- ・前回策定委員会で提示した案は介護保険料部会等で議論いただき、そこで合意を得た方向性をもとに示したものである。今回公費投入が変更になったことで新たに数値を変更したものを本日提示した。
- ・介護報酬改定マイナス2.27%を配慮した上で試算したものを示すことは可能であるが、本日は用意していないので、この会で示すことは難しい。後日何らかの形で提示したいと考えるがいかがか。

(委員長)

- ・試算したものを配布し、意見等を伺う方法もあると思うが、どのようにしたほうがよいか。

(C 委員)

- ・低所得者に対する配慮は重要な部分だと思う。
- ・3月までにもう一度委員会を開くということは、事務方の負担も大変だと思う。
- ・本日の委員会で出された意見を踏まえた形で作成したものを了承することにしてもよいのではないか。

(委員長)

- ・低所得者に対する負担増を配慮し原案を作ることでよろしいか。
- ・結果について、後日配布することをお願いしたい。

(事務局)

- ・保険料額は介護報酬等が確定しないと正式な数字として条例案に載せられない。
- ・委員会での意見を踏まえ保険料案を整理させていただく。

(委員長)

- ・委員会の意見として、低所得者に少し手厚い配慮をした保険料案をお願いする。
- ・以上で、議題1 第6期介護保険料(案)について終わる。
- ・次に、議題2 事業計画素案について、事務局から説明願いたい。

(2) 第6期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画素案について

(事務局)

- ・介護保険料については、今後国から示される介護給付費の伸び等により確定できない要素があり記載できないところがあるが、現時点での最終段階の計画素案である。

- ・前回の第3回策定委員会で提示した素案に対し、各委員からの意見を参考に修正した。
- ・多くの意見があった施設整備の考え方について、事務局で検討し、計画に反映し変更した。
- ・具体的には、小規模多機能型居宅介護事業所は、「現在事業所のない福米、弓ヶ浜、箕蚊屋、淀江の日常生活圏域を優先的に整備し、残りの6事業所の整備は圏域ごとの事業所整備状況等を勘案して行う」こととし、認知症グループホームは、事業所数が現在1しかない6圏域の中で5事業所を整備することにした。地域密着型介護老人福祉施設については、市内全域で3事業所を整備する内容に変更した。
- ・その他、委員会での意見や指摘をもとに文章表現や図などを入れ、わかりやすいものとなるよう心掛けた。
- ・前回の未定稿箇所は、「第3章第3節 日常生活圏域とその状況（地域の課題）（1）日常生活圏域の現況、（2）日常生活圏域ニーズ調査の結果」の部分。（3）地区ごとにみた分析結果の特徴（概要）については分かりやすく整理し、表や図を新たに追加した。
- ・「第3章第4節 平成37年度に向けて第6期計画でめざすもの」が未定稿の部分。
- ・「第5章第3節（2）介護サービスの充実③地域密着型サービスの充実」は、内容を整理した。
- ・「第5章第3節（4）介護保険制度の円滑な運営①介護サービス量の見込みから③第1号被保険者の保険料」までが未定稿の部分。
- ・以上で説明を終わる。

（委員長）

- ・前回の意見を踏まえ修正したものである。
- ・これに対する意見をお願いしたい。

（D委員）

- ・完成した計画は、どこに配布するのか。一般の市民なのか、専門的などところのみなのか。

（委員長）

- ・利用の仕方ということか。ホームページに掲載したりするのか。

（事務局）

- ・ホームページには、計画書全部掲載する。

（A委員）

- ・これは国の法律で決められたものなので。

（D委員）

- ・わかった。
- ・前回指摘した文章表現はよくなったが、まだまだ表など改善する箇所がある。
- ・地域包括ケアシステムのイメージ図を掲載してもらったが、こちら（委員が持参した厚生労働省の別のイメージ図）がよりわかりやすい。
- ・その他、文章表現等については。終了後、担当者に伝える。

（A委員）

- ・介護予防・日常生活支援総合事業について、移行時期はいつか確認したい。平成29年度なのか。

（事務局）

- ・米子市としては、条例改正などがあり確定ではないが、平成28年4月からと考えている。計画の中では、国が示す「平成29年4月までに」という表現を使っている。

(A 委員)

- ・移行に向け市の地域ケア会議などで専門的なサービス云々とあるが、「市の地域ケア会議」について構成とか、いつ結成するか等内容について知りたい。

(事務局)

- ・具体的なメンバー、開催等については、これから詳細をつめることとしている。

(A 委員)

- ・施設整備について、第6期期間中の年次計画、平成27年度は何をいくつといった事務局の考えを聞かせてほしい。

(事務局)

- ・地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設は、国の予算がつけばという前提だが、国・県の補助金がつけば、平成27年度中に公募を行いたい。
- ・(平成27年度に)国の予算がつかない場合は、地域密着型介護老人福祉施設については、平成28年度中には公募を行い平成29年度初めには事業着手という方向で検討したい。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所については、国の補助金がない場合、公募は行わず、事業所の手上げになる。その場合、計画予定数が達成できるのかといったこともあるので、できる限り情報収集し使える国・県の補助金を探したいと考える。

(委員長)

- ・よろしいか。

(C 委員)

- ・計画自体は、前より柔軟性がありよくなったと思う。
- ・事業者の観点で話すと、まず、事業運営が非常に厳しい。補助金の話があったが、新しい事業をすることが厳しい環境である。理由として、介護報酬の本体自体が下がっていること。建築費が高騰していること。これは日本全国共通だが、大体3割り増しぐらいとなっている。もう一つは人手不足がおこっていること。
- ・そのため、今までのように公募して応募があるかどうかともわからない状況だと思う。
- ・もう一つ、前の議題で介護保険料のことがあったが、年金が減額される中、今回は何とか大丈夫かもしれないが、どこかで限界点は来ると思う。そういう意味で地域包括ケアでどうやってやるのかといった視点がこれから重要になってくる。
- ・介護予防に力を入れていく、先般米子市で講演があった和光市では保険料が横ばい、若しくは微増となっている。こういった努力をする地域としない地域では変わってくるといったことがあると思う。
- ・地域密着型介護老人福祉施設については、地域包括ケアシステムとの流れに逆行していると感じるので本当に必要なのか再考してほしい。29床というのは非常に運営しづらい。奇数というのはあまりよくない。ユニットが10, 10, 10で奇数はよくない。
- ・アイデアとして一つ出すとすれば、既存の施設でまだ4床室残っているところを出すときに、それを付け加えるといった、いわゆる住環境を整える整備のほうの可能性はあると思う。
- ・新しい29床の施設を単独でということは、きついと思っている。参考まで。
- ・全般的には計画としてはよくなっている。本当は、この計画自体を今後このような場で話をしながら、次どうしようかといったことを行うことで変わっていくと思う。

(委員長)

- ・大変厳しい状況を事業者の立場で説明いただいた。他にないか。

(E 委員)

- ・介護支援専門員という立場で質問と意見を述べたい。
- ・地域包括ケアの推進についてだが、まず質問として、以前米子市が和光市に視察に行くと言っていたが、視察の内容と、それがこの計画にどのように反映されたのか。
- ・意見として、「圏域地域ケア会議の開催及び総合的な相談の実施」のところで、「いわゆる困難ケース等については、地域包括支援センターが圏域内の地域ケア会議等で関係職種を集め」云々とある。介護支援専門員の会議で地域包括支援センター職員からよく聞くが、ここを見ても処遇困難ケースや圏域の地域ケア会議を地域包括支援センターの職員が全責任を負うと読み取れる。やはり介護支援専門員としては、市の方針が地域ケア会議をするにしても運営の仕方にしても中々決まっていないので非常に厳しい。あせりも感じるが中々動けないと感じている。計画にも市のスタンスを明確にし、圏域内の地域ケア会議も「市と地域包括支援センターで」と記載すべきと考える。
- ・もう一点意見として、「効果的なセンター運営の継続に向けて」についてだが、これは、(介護支援専門員の) 協議会の方へ一般の方から意見があったことだが、昨年末マスコミ報道で地域包括支援センター職員と事業者との不適切なやり取りが取り上げられた。私の知る限り米子市ではないと思っている。新聞紙上では、全国の過半数の自治体がセンターの指導強化にのりだしている。これについて米子市はどうだったのか。又それについても市のホームページで公表してほしい。

(委員長)

- ・3点ほどあったが、まず、視察について事務局より答弁願いたい。

(事務局)

- ・計画の記述については意見を参考に検討したい。
- ・和光市の件だが、まだ視察には行っていない。和光市については要介護認定者数もあまり増加していないことや保険料も増えていないことは聞いている。その取り組みについて、勉強したいと思っている。視察についてまだ決まっていない。

(E 委員)

- ・3点目についてだが、地域包括支援センター運営協議会のホームページの議事録(平成26年6月)を見ると運営状況等分かるが、その後で新聞報道がされているので、市が地域包括支援センターに運営状況を確認したのか教えてほしい。なければ、次回の地域包括支援センター運営協議会でもよいが、市として把握確認したことを情報提供してほしい。きちんとしている事を証明するための意見である。

(事務局)

- ・市で地域包括支援センターに対する点検を行い、結果をホームページで公表する。

(E 委員)

- ・その際、市のスタンスとして考えていただきたいのが、医療と介護の連携が言われる中、一概に同じ法人内の事業所でのサービス利用者が多いのは問題だというのではなく、本当は利用者にとっての利益になるとか、地域包括ケアでは医療と介護の一体化を認めようという流れがあるので、状況をよく確認し対応してほしい。

(事務局)

- ・意見の趣旨を加味しながら、次の地域包括支援センター運営協議会では報告する。

(A 委員)

- ・ここであまり触れられていないが、ケアマネジャーの力量の差によるケアマネジメントの差は大きい。市ではケアマネジメントの点検や、ケアマネジャーの支援・質の向上についてどのように考えるのか。

(事務局)

- ・今の指摘は重要と考えている。計画ではケアプランの適正化について記載しており、鳥取県のケアプラン点検員派遣事業を活用しながら点検を行いたいと考える。
- ・ケアマネジャー個々の力量には格差がある。必要最低限の知識の習得のため、鳥取県と協議し、支援・技量の向上のための研修を検討したい。

(A 委員)

- ・最後にもう一つ。鳥取県から国の医療連携の財政特別支出の費用の要望があったと思うが、米子市の要望したことをお知らせ願いたい。

(事務局)

- ・市民後見人養成事業と地域ケア会議に関する職員の資質向上を図るために要する費用を要望している。

(委員長)

- ・よろしいか。
- ・今後の日程について事務局より説明願いたい。

(事務局)

- ・この計画の素案について、2月16日月曜日から3月13日金曜日までパブリックコメントを実施する。公表するのは、40ページからなる計画素案の概要版である。
- ・その間寄せられた意見に対し、市の考えをまとめると共に、検討したものを最終案として市長の決済を受ける。
- ・パブリックコメント終了後、寄せられた意見を踏まえ計画案を再度策定委員会で提示するわけだが、年度末ぎりぎりになると思う。寄せられた意見に対する市の考えをまとめた資料を委員へ送付することでよいとなれば、そのような対応にさせていただく。ここで方向性を出してほしい。

(委員長)

- ・年度末となるので、パブリックコメントで寄せられた意見に対する市の考えをまとめた資料を委員へ送付することでよいか。

(異議なしとの声)

- ・文書で確認する方向で進めていただく。
- ・4回にわたりほぼ1年間議論していただいた。会はこれで終わる。

(C 委員)

- ・一つだけ、終わりはこれでよいと思う。問題はその後どうするかの話が重要だ。今後介護保険の事務作業等で大変だと思うが、これからの体制づくりをきちんとされ、6月ごろにはこのような会を開催してほしい。

(A 委員)

- ・パブリックコメントには介護保険料は出さないのか。

(事務局)

- ・第2弾政令が出るまでは確定でないので、いくらからいくらと金額の幅で示すことになる。
- ・概要版の最終ページに見込み金額を示している。
- ・策定委員会については、新しい計画ができてその進捗状況などについて会議を開催している。来年度は改選期である。新しい委員となっても施策の進め方等で意見をいただくことになる。

(委員長)

- ・以上で第4回策定委員会を終了する。